

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

＜平成29年 4月 1日現在＞

短期入所生活介護サービスの提供開始に当たり、重要事項を以下の通り説明します。

1. ご利用事業所の名称

法人の名称 社会福祉法人パール
代表者名 理事長 新谷弘子
事業所の名称 社会福祉法人パール 特別養護老人ホーム「パール代官山」
介護保険事業所番号 介護老人福祉施設、短期入所生活介護 東京都 1371300250 号
所在地 東京都渋谷区鉢山町3番27号
連絡先 TEL 03-5458-4811, FAX 03-5458-4817
相談・苦情受付担当者 施設長 入江 祐介 副施設長 成松 嗣明 ・ 大木田 敏之

2. ご利用事業所の従業員の職種、員数

施設長	1名(介護支援専門員兼務)	調理員	2名(常勤2名)
副施設長	2名(介護支援専門員・介護職員相談員兼務)	機能訓練指導員	1名(常勤1名)
医師	2名(常勤1名、非常勤1名)	介護支援専門員	3名(相談員兼務)
介護職員	26名(常勤24名、非常勤2名)	相談員	2名
看護職員	5名(常勤1名、非常勤4名)	事務・清掃員	7名
栄養士	3名(管理栄養士1名含む)		

3. サービスの利用方法

(1) 初回利用時

- ①事前に相談員あるいは看護師がご利用者宅を訪問し、短期入所生活介護サービスのご案内とともに、ご利用者のご希望、心身のご様子をお伺いいたします。
- ②かかりつけ医からの施設療養情報提供書を提出していただきます。
- ③当施設医師、看護師、相談員、介護職員等の担当者会議の中で、ご利用者の心身の状況、生活環境等を考慮し、ご利用を検討させていただきます。
- ④ご利用者またはご家族と事業者との合意が得られた後、契約をさせていただきます。契約を完了後、サービスの提供を開始いたします。
- ⑤入所時にショートステイサービス介護計画書を発行しご確認ください。

(2) 2回目以降のご利用

長期間ご利用のなかった場合、あるいは入院したことなどにより心身の状況に大きな変化があった場合は、初回利用時①～③の手続きが必要になります。それ以外の場合は、ベッドの空いている限りいつでもご利用いただけます。ご利用毎にショートステイサービス介護計画書を発行いたします。

(3) 利用途中でのサービスの中止

- ①ご利用者が中途退所を希望した場合。
- ②利用開始日の健康チェックの結果、または利用期間中に当施設での生活が困難と判断された場合。
- ③他のご利用者の生命または健康や生活に重大な影響を与える行為があった場合。
- ④容態の急変など、緊急の事態が発生した場合。
- ⑤施設内集団感染の発生・大規模地震等により施設サービスが不全となった場合。

4. 利用にあたっての留意事項

① 送迎

送迎実施区域は、渋谷区内全域といたします（近隣区は要相談）。

② 面会

特に時間の制限は設けておりません。

③ 外出

お届け出の上、ご自由にしていただけます。本人の安全を期すためにご家族の了解・付き添いをお願いいたします。施設車の利用を希望される場合は自己負担になります。

④ 転倒による骨折・外傷等

不慣れた環境、ご本人の動作機能等の低下により、転倒等が発生することがあります。その防止のために、できるだけ対策を講じます。しかし、これによって転倒及び骨折・外傷を完全に防ぐことは不可能であることをご理解ください。

⑤ 飲酒・喫煙

個々の嗜好を重視し、他人に迷惑にならなければご自由です。しかし身体状況などを考慮し、時間帯や場所を指定させていただきます。

⑥ 飲食物の持込

お持ちになった時は、必ず看護師やケアワーカーにお知らせください。飲食は、サロンでお願いいたします。食中毒やカビ・虫の発生を防ぎ、健康管理上の危険を防ぐために、残った物は施設内に残さないようお願いいたします。

⑦ 衣類や雑貨の持込

衣類や雑貨を追加してお持ち頂く場合は、それぞれに名前をつけてください。

⑧ 危険物の持込

刃物類、火元になるものの持ち込み、ご利用者の保持は、固くお断りいたします。

⑨ 宗教・政治思想

宗教や政治活動については他のご利用者への影響がない限り、尊重いたします。

5 非常災害対策

(1) 災害時の対応

災害時には渋谷消防署届け出の別に定める「社会福祉法人パール（福祉総合プラザパール）消防計画」により対応をいたします。

(2) 防火責任者

①防火権原者 新谷弘子 ②防火管理者 高橋浩宣

6 キャンセル

①ご利用者は、事業者に対して利用開始予定日の前々日までに連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

②ご利用者が利用開始予定日の前々日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者はご利用者に対して契約書別紙に定める計算方法により、キャンセル料を請求いたします。

7 利用料等の変更

①事業者は、ご利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができます。

②ご利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書別紙を作成します。

③ご利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

8. 相談窓口、苦情対応

当事業所相談窓口 東京都渋谷区鉢山町3番27号
電話番号03-5458-4811 (ご利用時間9:00~18:00)
担当: 新谷弘子 山口カネ子 入江祐介

渋谷区役所 福祉部 東京都渋谷区渋谷1-18-21
介護保険課 介護相談係 電話番号03-3463-3304 (直通)

東京都国民健康保険団体 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号東京区政会館10階
連合会 苦情相談窓口 電話番号03-6238-0177 (直通9:00~17:00 土日祝除く)

短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に重要な事項を説明いたしました。

◇契約締結日 年 月 日

◇事業者 事業者氏名 社会福祉法人パール
特別養護老人ホーム「パール代官山」
住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
TEL03-5458-4811

説 明 者 印

私は、契約書及び本書面により、パール代官山から短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

◇ご利用者様 住 所 氏 名 印

◇代理人 住 所 氏 名 印

